

公益社団法人日本口腔インプラント学会 九州支部代議員選挙規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）九州支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、九州支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

(支部選挙管理委員会)

第2条 本会九州支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設ける。

- 2 支部選挙管理委員は支部長が本会正会員の中から、10名以内を委嘱する。
- 3 支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。
- 4 支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。
- 5 支部選挙管理委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部選挙管理委員会の業務)

第3条 支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項
- (2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項
- (3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

(選挙人及び被選挙人の資格及び確認)

第4条 代議員選挙の選挙人は、改選年度の5月末日における正会員とする。但し、改選年度の前年度分までの会費について未納がある者（会費未納者）は除外する。5月末日前に所属支部の異動があってもこれを5月末日までに届出がなされない場合、もしくは5月末日以降に異動があった場合には異動先の選挙人として認められない。

- 2 代議員の被選挙権は、前条に定める選挙人資格に加え、本部規程第7条第4項に定める告示日において正会員歴が通算して6年以上であることとする。
- 3 支部における代議員の被選挙権は、当該支部の都道府県に勤務又は居住している者とする。この区分については定款施行細則第5条第2項の規定を準用する。被選挙人資格は、選挙人資格に加え、告示日において正会員歴が通算して6年以上であることとする。
- 4 支部選挙管理委員会は、7月20日までに中央選挙管理委員長から送付される名簿等一式に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。
- 5 支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

(代議員の選出方法及び公告)

第5条 本支部は、定款第6条第3項及び代議員選挙規程第7条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

- 2 本支部は、代議員選挙規程第7条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。
- 3 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面や電子メール等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員の選出）

第6条 代議員は、前二条の規定により確定した選挙人及び被選挙人の名簿を用いて支部ごとに選挙により選出するものとする。

- 2 支部代議員は、原則として次の二つの所属に区分して選出する。
 - （1）大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学
 - （2）一般歯科診療施設・総合病院又はその他の施設
- 3 前項（2）の代議員数は、各都道府県に1名以上配分する。
- 4 各支部は、改選年度の7月末日までに選挙の告示をおこない、その後に選挙を行う。なお、告示日は中央選挙管理委員会がこれを定め、第3条3項により各支部へ通知する。

（代議員定数の配分）

第7条 本支部の代議員定数は、各所属区分の正会員数及び選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

- ①：九州歯科大学；3名、九州大学歯学部；4名、福岡歯科大学；3名、長崎大学歯学部；2名、鹿児島大学歯学部；2名、佐賀大学医学部他；1名、計15名
 - ②：区分②に所属する代議員は各県に1名以上配布する。福岡県；7名、佐賀県；2名、長崎；2名、熊本県；4名、大分県；2名、宮崎県；2名、鹿児島；2名、沖縄県；2名、計23名
- 2 前項各号に基づく各県の配分数については、支部役員会が発議し、改選年の支部代議員会において承認を得るものとする。

（代議員選挙立候補及び届け出）

第8条 第4条第1項、第2項及び第3項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

- 2 代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

（立候補者名簿の作成・公告及び異議申し立て）

第9条 支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

- 2 支部選挙管理委員会は、立候補受理の個別連絡はせず、届け出締め切り後に代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に公告するものとする。

- 3 支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。
- 4 支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。
- 5 支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問することができる。

(代議員選挙の方法)

第10条 代議員は、区分①においては大学ごとに、区分②においては県ごとに、選挙人の投票により選出する。

- 2 代議員の立候補者数が第7条第2項に基づく配分数を超える場合、支部選挙管理委員会は、当該県の代議員選挙投票用紙を作成して選挙人に送付し、選挙を実施する。
- 3 代議員の立候補者数が第7条第2項に基づく配分数と同数の場合、支部選挙管理委員会は、前項の選挙は実施しない。
- 4 代議員選挙は、無記名記号式投票とし、郵送等により実施する。

(代議員選挙当選人の決定及び報告)

第11条 代議員選挙の当選人は、得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を当選人と決する。なお、会員歴が同年の場合は、年長者を当選人とする。

- 2 前条第3項の場合、当該立候補者を当選人と決する。

(届出)

第12条 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会へ、前条に定める選挙によって選出された代議員候補者（以下、「次期代議員」という）の名簿を、改選年度の11月末日までに提出する。

- 2 前項により支部選挙管理委員会が提出する名簿には、次期代議員の氏名のほか、代議員選挙の有効投票数、投票結果を記載しなければならない。

(次期代議員の選出の特例)

第13条 第7条にしたがい支部において次期代議員が選出されない場合には、中央選挙管理委員会が代行して選出することができる。

(次期代議員の資格の確認ならびに確定)

第14条 中央選挙管理委員会は、第8条により提出された名簿に基づき、各支部選出の次期代議員の資格を確認する。

- 2 前項において問題がない場合には次期代議員として確定し、これを12月末日までに理事会に報告する。

(代議員の就任及び任期)

第 15 条 前条により確定した次期代議員は、代議員選挙後最初に開催される定時総会の開催日をもって就任し、その任期は、当該定時総会当日から選任後 2 年以内に終了する事業年度に関する定時総会の前日までとする。

(異動による資格維持)

第 16 条 次期代議員としての期間中又は代議員としての任期中に所属支部の異動があった場合には、異動先の支部所属の次期代議員又は代議員とする。この場合、当該次期代議員は所属支部変更を中央選挙管理委員長に、代議員は所属支部変更を理事長に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた中央選挙管理委員長または理事長は、異動元並びに異動先の支部長へ所属 支部変更の通知をするものとする。

3 第 1 項の異動に際し、異動元の次期代議員又は代議員はこれを補充しない。

(補則)

第 17 条 この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成 22 年 1 月 1 日）から施行する。

2 この規程は、平成 29 年 3 月 12 日に一部改正し、同日から施行する。

3 この規程は、令和 3 年 2 月 14 日に一部改正し、同日から施行する。

4 この規程は、令和 3 年 10 月 24 日に一部改正し、同日から施行する。

5 この規程は、令和 7 年 5 月 31 日に一部改正し、同日から施行する。